

## 大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

大崎市議会会議規則（平成１８年大崎市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第６６条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第６９条の見出しを「(起立等による表決)」に改め、同条第１項を次のように改める。

議長が表決を採ろうとするときは、次のいずれかの方法で行い、その問題の可否の結果を宣告する。

- (１) 起立の方法（問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否を決する方法をいう。以下同じ。）
- (２) 電子採決システムを用いる投票（議員の席ごとに設置された機器を操作することにより、賛成又は反対の表決をすることができる装置を用いて行う投票をいう。以下この節において同じ。）による方法

第６９条第２項中「議長が」の次に「起立の方法による」を加え、「認定しがたい」を「認定し難い」に、「記名又は無記名の投票」を「記名投票又は無記名投票」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

- ２ 前項第２号の方法で表決を行うときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、採決の確定宣告がなされたとき、いずれのボタンも押していない者は、問題を否とする者とみなす。

第７０条第１項中「記名又は無記名の投票」を「記名投票又は無記名投票」に、「とる」を「採る」に改める。

第７１条を次のように改める。

（記名投票）

第 7 1 条 記名投票は、次のいずれかの方法で行うものとし、その方法は議長が決定する。

(1) 問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入する方法

(2) 電子採決システムを用いる投票による方法

2 前項第 2 号の方法により記名投票を行う場合においては、第 6 9 条第 2 項の規定を準用する。

第 7 3 条中「記名投票」の次に「(第 7 1 条第 1 項第 2 号の方法によるものを除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 第 7 1 条第 1 項第 2 号の方法により記名投票を行う場合には、第 2 7 条（議場の出入口閉鎖）、第 3 0 条（投票の終了）及び第 3 2 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 3 0 条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

第 7 5 条中「起立の方法」を「次のいずれかの方法」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(1) 起立の方法

(2) 電子採決システムを用いる投票による方法

第 7 6 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「とる」を「採る」に改める。

第 1 2 7 条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第 1 3 0 条の見出しを「(起立等による表決)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

委員長が表決を採ろうとするときは、次のいずれかの方法で行い、その問題の可否の結果を宣告する。

(1) 起立の方法

(2) 電子採決システムを用いる投票（委員の席ごとに設置された機器を操作することにより、賛成又は反対の表決をすることができる装置を用いて行う投票をいう。以下この節において同じ。）による方法

第130条第2項中「委員長が」の次に「起立の方法による」を加え、「認定しがたい」を「認定し難い」に、「記名又は無記名の投票」を「記名投票又は無記名投票」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項第2号の方法で表決を行うときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、採決の確定宣告がなされたとき、いずれのボタンも押していない者は、問題を否とする者とみなす。

第131条第1項中「記名又は無記名の投票」を「記名投票又は無記名投票」に、「とる」を「採る」に改める。

第132条を次のように改める。

（記名投票）

第132条 記名投票は、次のいずれかの方法で行うものとし、その方法は委員長が決定する。

(1) 問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入する方法

(2) 電子採決システムを用いる投票による方法

2 前項第2号の方法により記名投票を行う場合においては、第130条第2項の規定を準用する。

第134条中「記名投票」の次に「(第132条第1項第2号の方法によるものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第132条第1項第2号の方法により記名投票を行う場合には、第30条（投票の終了）及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準

用する。この場合において、第 30 条前段中「投票が終わったと認める  
とき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認める  
とき」と読み替えるものとする。

第 136 条中「起立の方法」を「次のいずれかの方法」に、「とらなけれ  
ば」を「採らなければ」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(1) 起立の方法

(2) 電子採決システムを用いる投票による方法

第 137 条中「とる」を「採る」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。